

記録飛行制度

(目的)

第1条 この制度は、一般社団法人日本気球連盟の会員が行う気球の記録飛行を支援し、その記録を管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(支援)

第2条 スポーツ委員会は、会員が行う国際航空連盟（以下「FAI」という）が定める世界記録もしくは日本記録（場合によっては両方）のための飛行計画および飛行に関して、助言を与え、また記録のために必要な作業を支援する。

2 会員の記録飛行に関して、成否に関わらず、その過程と結果を記録して会員の閲覧に供する。

3 スポーツ委員会は、会員の求めに応じて適切な公式立会人を推薦する。

4 スポーツ委員会は、公式立会人の育成をはかる。また、公式立会人になるための知識、技術、能力、経験などのガイドラインを整備する。

5 スポーツ委員会は、FAI スポーティング・ライセンスの所有者であれば、記録飛行を行う場所や記録飛行を試みる者の国籍や実施予定地に関わらず、その支援並びに記録オブザーバーの派遣など必要な業務を行うことができる。

(記録申請)

第3条 日本記録については、NAC (National Airsports Control) である日本航空協会の記録認定規定に基づき、日本航空協会に申請する。

2 世界記録については、FAI の記録認定手続きに基づき、日本航空協会を通じて FAI / CIA に申請する。

(表彰)

第4条 スポーツ委員会は、毎年1月1日から同年12月31日までを対象年度とし、この1年間に行われる記録飛行を集計して、最上位者の表彰を行う。

2 記録飛行の表彰を行う項目、集計方法、申請方法については、別途定める「記録飛行年間表彰規定」による。

附則

この制度は、平成30年（2018年）6月15日より施行する。